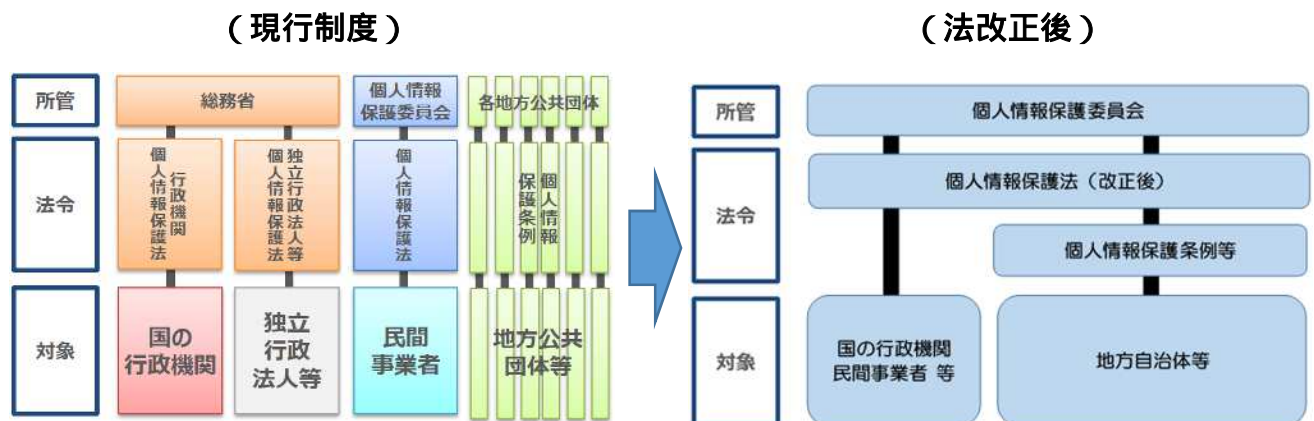


世田谷区個人情報保護条例の全部改正(素案)について

1 主旨

世田谷区では、世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」といいます。)を制定し、個人情報の適正な取扱いや区民の自己に関する個人情報の開示・訂正等を求める権利の保障に取り組んできたところですが、個人情報保護法(以下「法」という。)が改正され、これまで地方自治体がそれぞれ独自に取り組んできた個人情報保護の取組みは、国が定める全国共通のルールのもとに行うこととなりました。

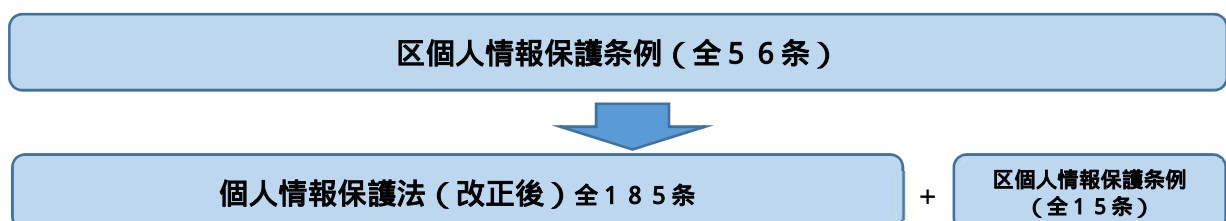
法改正により、条例は大幅な見直しを行う必要を生じたものですが、見直しに際しては、法改正の趣旨を踏まえつつも、これまでの区の積み重ねてきた独自の取組みを可能な限り活かす方策を検討してきたところであり、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」といいます。)の答申も踏まえ、条例の全部改正(素案)として取りまとめたものです。



2 条例(素案)の内容

(1) 条例(素案)のスタイル

現在は、区独自の制度として様々な事項を網羅する全56条から成る条例を定めています。法改正により、区の個人情報保護制度の大半は法が定めるところとなります。これにより、改正後の条例では、法において条例で定めるとされている事項(例:開示請求に係る手数料等)のほか、法に抵触しない範囲において条例で定めることが可能な事項について定めることとなります。結果、条例(素案)は全15条となっています。



(2) 条例改正の基本方針

区がこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保護施策を維持・発展させる制度設計に努めます。

区が扱う個人情報は、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努めます。

行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度は有効であり、審議会を個人情報保護制度の運用に引き続き十分に活用します。

(3) 条例改正の主なポイント

審議会への意見聴取等

【個人情報保護法】

国は、法及び国が設置する個人情報保護委員会が策定するガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の適切な管理が担保されることから、自治体が設置する審議会等に個別事案の審議を諮問することは許容されないとの見解を示しています。

法第129条は、個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等に諮問することができる」と規定していますが、国は、この「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やそのあり方について、例えばサーバーセキュリティに関する知見などを有する者の意見を踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合などであり、個別事案に関するものではないとしています。

【区としての対応】(次ページのイメージ図及び管理体制(案)参照)

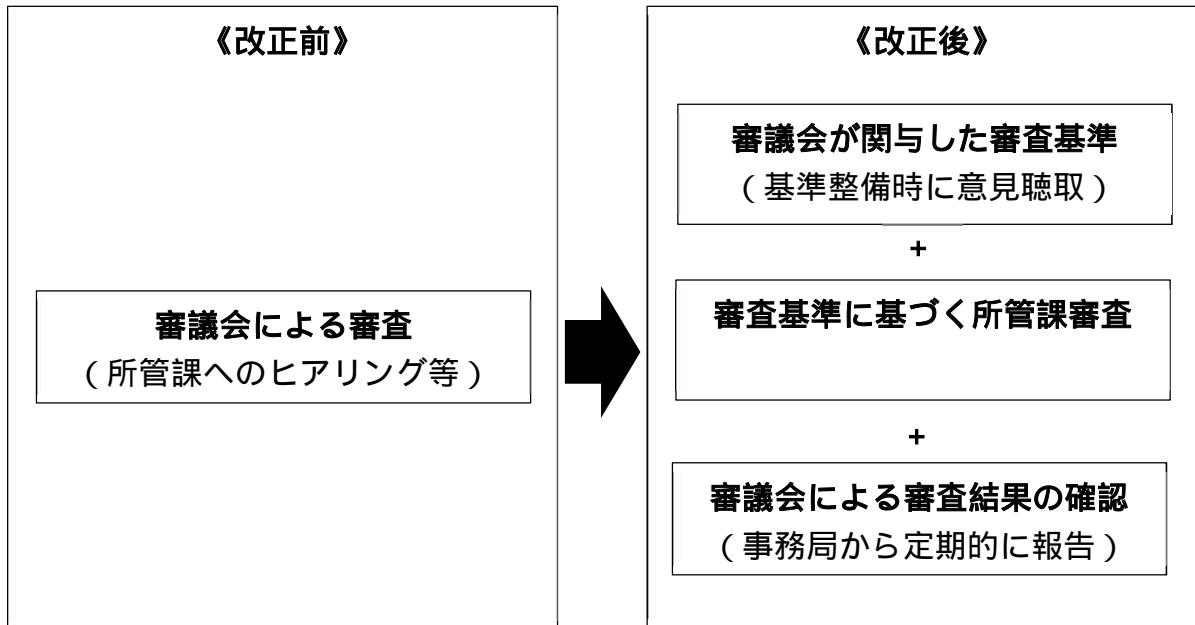
法第66条の安全管理措置を行うため審議会から意見を聴取し、運用ルールに基づく細則(審査基準)を策定し、各所管課は事業実施の際に事前チェックを行います。

外部委託、外部提供(注1)、目的外利用(注2)等を行った案件のうち、要配慮個人情報(病歴、犯罪経歴、身体障害・知的障害・精神障害等)を含むものは、事務局(区政情報課)が審議会に事後報告を行います。そのうち、審議会が必要と認めた場合には、所管課に説明を求めることができることとします。

運用ルールに基づく細則(審査基準)に基づく事前チェックが適切に行われているかなどを確認するため、新たに監査体制を構築します。

(注1)(注2) 法では「法令に定める場合」や「本人同意がある場合」は、外部提供や目的外利用が認められており、審議会への事後報告も「法令に定める場合」や「本人同意がある場合」は対象外とします。

新たな個人情報保護条例における審議会の関与等（イメージ）



新たな個人情報保護管理体制（案）

名称	説明
世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（審議会）	<p>審議会条例に基づく区長の附属機関として、<u>専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、今後とも審議会から意見を聴きます。</u></p> <p>（例）区が事業を実施する際の運用ルールの細則（審査基準）を策定するときなど。</p> <p>また、外部委託、外部提供(注1)、目的外利用(注2)等を行った案件のうち、要配慮個人情報（病歴、犯罪経歴、身体障害・知的障害・精神障害等）を含むものは、事務局（区政情報課）が審議会に事後報告を行います。そのうち、審議会が必要と認めた場合には、所管課に説明を求めることができますこととします。</p> <p>(注1)(注2)は前ページ最下部記載</p>
総括個人情報保護管理者（副区長）	<p>総括個人情報保護管理者は、区長を補佐し、保有個人情報の適切な管理及び安全保護の内部管理に関する事務を総括する任に当たることとします。</p>
個人情報保護管理者（各課長）	<p>現行条例における「個人情報保護管理責任者」の位置付けとして、個人情報を取り扱う各所管課に個人情報の適切な管理及び安全保護を確保する任に当たることとします。また、個人情報保護管理者を補佐する個人情報保護担当者を設け適切な事務を推進するものとします。</p>
個人情報保護監査責任者（総務部長）	<p>個人情報保護監査責任者を1名置くこととし、内部監査等を担当し、個人情報の管理の状況について監査する任に当たることとします。</p>

個人情報保護管理委員会	<p>総括個人情報保護管理者は、個人情報の管理に係る重要事項の決定や連絡・調整を行うため必要があるときは、関係職員を構成員とする個人情報保護管理委員会を定期的に又は随時に開催します。</p> <p>個人情報保護管理委員会の役割については、次のとおりとします。</p> <p>個別事案の確認は、運用ルールに基づく細則(審査基準)に基づき個人情報保護管理者(各所管課長)が実施し、基準に適合している旨を区政情報課長あて報告します。区政情報課長は、各個別事案の内容等を集約し個人情報保護管理委員会に報告するとともに、審議会に定期的に報告します。</p> <p>個人情報保護監査責任者による監査結果の報告を受け、個人情報保護の取組み状況全般を確認します。各実施機関及び関係各課と適宜情報共有を図ります。</p>
-------------	---

区議会の取扱い

【個人情報保護法】

国は、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容を含め、その自律的な対応に委ねるべきとし、個人情報保護法は議会には適用されません。

【区としての対応】

区においても、区議会は条例の対象外とします。

なお、全国各自治体の議会では、議会のみを対象とした独自条例を整備する動きが進められています。

その他

開示請求に係る手数料	法では条例で規定することにより手数料を徴収することができるかとされていますが、従来どおり「無料」とし、写しの交付に要する費用のみ求めることとします。
開示等請求から決定までの期間	<p>訂正請求・利用停止請求については、決定までの期限を現行条例より一部短縮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法 開示・訂正・利用停止 30日以内 ・現行条例 開示 15日以内 <li style="padding-left: 2em;">訂正・利用停止 20日以内 ・改正条例 開示・訂正・利用停止 15日以内
個人情報に関する帳簿の取扱い	法は、個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けるとともに、条例で定めるところにより個人情報ファイル簿以外の帳簿を作成・公表することができるとしています。

	<p>区では現在5種類の帳簿を作成していますが、これまでの個人情報ファイル票を発展させる形で個人情報ファイル簿を作成・公表することとし、個人情報ファイル簿以外の帳簿を作成する旨の規定は置かないこととします。なお、改正法では、作成・公表義務の対象ではない取扱人数「1,000人未満」の個人情報ファイル簿についても、区は対象とすることとし、作成・公表していきます。</p>
行政機関等匿名加工情報制度の取扱い	<p>法では、特定の個人を識別することができないように加工した個人情報を事業者の求めに応じて作成し手数料を徴収する「行政機関等匿名加工情報制度」が定められています。</p> <p>区は、令和5年4月の導入は見送り、導入が義務付けられた都道府県・政令指定都市の状況を踏まえて、今後の導入を検討することとします。</p>
条例要配慮個人情報	<p>法では、地域の特性その他の事情に応じて取扱いに特に配慮を要する個人情報を「条例要配慮個人情報」として定めることができるとしていますが、具体的な想定事項がないことから現時点では規定を置かないこととします。</p>

3 個人情報保護条例の改正に伴う関連条例の改正

(1) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例

個人情報保護条例の改正に伴い、審議会の所掌事項に関する規定を改正します。

(2) 世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例

個人情報保護条例の改正に伴い、審査会の設置目的に関する規定を改正します。

4 主なスケジュール(予定)

令和4年	9月	区民意見募集(全部改正条例(素案))
令和5年	2月	区議会企画総務常任委員会(区民意見募集の結果、条例(案)) 区ホームページ等(区民意見募集の結果、条例(案)の公表)
		令和5年第1回区議会定例会(全部改正条例(案)の提案)
	4月	改正条例の施行